

令和7年8月4日

菊陽町長 吉本 孝寿 様

菊陽町特別職報酬等審議会  
会長 三角 浩一

特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年3月14日付け菊陽総第1435号で諮問のありました特別職の報酬等の額について、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 議会議員の報酬の額

熊本県内市町村の「人口」や「決算額」等を調査・比較し、議員報酬の額を審議した結果、次の額に改定することが適当である。

- (1) 議 長 月額 363,000円
- (2) 副議長 月額 329,000円
- (3) 委員長 月額 317,000円
- (4) 議 員 月額 310,000円

#### 2 町長、副町長及び教育長の給料の額

平成18年1月1日から続いた行財政改革による減額措置を解除し、次の額に改定することが適当である。

- (1) 町 長 月額 830,000円
- (2) 副町長 月額 638,000円
- (3) 教育長 月額 583,000円

#### 3 審議経過

菊陽町では、世界的半導体企業が進出するなど、町を取り巻く環境が大きく変化しており、特別職に期待される役割や責任が一段と大きくなっている。

一方では、全国的に議員のなり手不足が課題となっており、様々な議論がなされている。菊陽町においても、議員のなり手不足が今後課題となることが懸念されることから、議会議員へ立候補しやすく、また、充実した議員活動を行

っていただくための環境整備が必要である。

当該環境整備の一環として、菊陽町議会から議員報酬の見直しについて検討が必要であると、菊陽町特別職報酬等審議会の設置について要望があり、本審議会が設置された。令和7年3月14日、菊陽町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会は、町長から「1 議会議員の報酬の額」、「2 町長、副町長及び教育長の給料の額」について諮問を受けた。

本審議会においては、4回にわたり会議を開催し、本町における特別職の報酬等の改定経緯、熊本県内市町村の特別職の報酬等の額や改定状況などについて意見を交換し、慎重に審議を行った。

第1回審議会 令和7年3月14日

第2回審議会 令和7年5月15日

第3回審議会 令和7年7月2日

第4回審議会 令和7年8月4日

#### 4 審議内容

##### (1) 議会議員の報酬の額について

現在の議員報酬の額は、平成10年4月1日から見直しが行われておらず、町長の給料（平成10年4月1日時点）の30%の額であり、そのまま据え置かれている。

菊陽町議会が作成した「菊陽町特別職報酬等審議会に対する意見について」（以下「審議会に対する意見」という。）では、「菊陽町の人口は、近隣自治体と比較しても、既に市と肩を並べる人口規模であるといえる。」、「予算規模も各種事業の拡大に伴い漸次増加しており、令和7年度には200億円を超える。」、「議会における一般質問の質問数が、令和2年度は年間で延べ26件（人）だったものが、令和6年度は延べ48件（人）と倍近くに増加しており、これは本町が取り組むべき課題が飛躍的に増加していることを如実に示している。」とし、「本町の予算規模や人口規模を踏まえれば、近隣の町村ではなく、近隣の市と同一の基準、若しくは、今後も本町の人口や予算規模が増加する可能性が高いことを踏まえれば、それを超える基準について検討していただくべきと考える。」との意見であった。

本審議会では、町長の給料の30%の額にはとらわれず、熊本県内市町村における「議員報酬の額」や「人口」、「決算額」等について調査・比較を行い議員報酬の額を検討した。

まず、町村での比較では、「人口」は31団体中、1番目、「決算額」は、2番目であり、町村の中では上位に位置している。

次に市との比較では、県内14市に菊陽町を加えた15団体中、「人口」は10番目、「決算額」は13番目であり、市並みの水準にあると言えるため、報酬額についても市並みの水準で検討することとした。

具体的には、「人口」、「決算額」、また、議員の調査研究やその他の活動を支援するために交付する「政務活動費」を考慮した上で、市の中でも均衡がとれる水準となるよう議長、副議長、委員長及び議員それぞれの報酬の額を決定した。

また、全国町村議会議長会が提示している、「原価方式の算定モデル（令和4年モデル）」（議員の活動内容を踏まえて報酬額を算出する方法）を活用し、報酬額を算出したところ、上記の「人口」や「決算額」等に基づき算出した額と大きな差は生じなかったことや、若い人や女性が立候補しやすく、充実した議員活動を行っていただくために必要な報酬額を検討するという観点からも、上記1の議員報酬の額に引き上げることは適当である。

【参考】

区分	現行額	改定後	改定差額
議長 月額	332,000円	363,000円	+31,000円
副議長 月額	273,900円	329,000円	+55,100円
委員長 月額	261,500円	317,000円	+55,500円
議員 月額	249,000円	310,000円	+61,000円

(2) 町長、副町長及び教育長の給料の額について

現在の町長、副町長及び教育長の給料の額は、平成18年1月1日に行財政改革の観点から、町長10%、副町長7%、教育長7%が減額されており、そのまま据え置かれている。

当時に比べ「人口」、「決算額」とともに増加し、社会情勢も大きく変化している状況にあることから、行財政改革としての減額措置については、その役割を果たしたと考えられる。

よって、町長、副町長及び教育長の給料の額については、減額措置を解除することが適当である。

## 【参考】

区分	現行額	改定後	改定差額
町長月額	747,000円	830,000円	+83,000円
副町長月額	593,000円	638,000円	+45,000円
教育長月額	542,000円	583,000円	+41,000円

## 5 附帯意見

### (1) 議員活動について

「審議会に対する意見」によると、議員の活動量に大きな差が見られ、このような状況は適当ではないと考えられる。

また、議員活動については、「量」だけではなく、「質」も求められることから、議員個々の活動の「質」と「量」について、住民が直接確認できるよう、活動内容を記録し、「議会だより」以外にも様々な媒体を活用した情報発信による丁寧な周知、公表や住民との対話の場を設けるなど、日々の活動の見える化を進めていただきたい。

全ての議員が積極的に活動し、報酬に見合った活動となるよう日々取り組んでいただきたい。

### (2) 政務活動費について

議会・議員活動の活性化のためにも政務活動費を有効に活用していただきたい。

### (3) 期末手当の額について

熊本県内市町村の「人口」や「決算額」等について調査・比較を行い報酬の額を検討した結果、県内市並みの報酬額を答申することから、県内市の多くが採用している「特別職の職員の給与に関する法律」に準じた支給月数とする（現時点の支給月数は3.45月であるが、当該法律の改正に合わせて支給月数を改定する。）ことが適当である。

### (4) 今後の審議会の開催時期について

議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額については、その時々々の社会経済情勢や一般職員の給与改定状況、民間企業における賃金の状況等に応じて検討されることが必要であり、本審議会についても定期的開催することが望ましい。開催時期については、各職の任期が4年であることを踏まえ、任期中に1度は開催することを基本とすることが望ましい。